

# 日本地域学会『地域学研究』掲載論文等の執筆要綱を定める規程を 改正する規程

日本地域学会『地域学研究』掲載論文等の執筆要綱を定める規程（平成11年8月19日制定，令和5年4月15日改正）を改正する規程を以下のように定める。

令和5年7月8日

日本地域学会理事会

第1条 日本地域学会『地域学研究』掲載論文等の執筆要綱を定める規程（平成11年8月19日制定，令和5年4月15日改正，以下，規程と呼ぶ）の一部を次のように改正する。

規程の第2条37に以下の条文を追加する。

37-3. 審査の結果、再審査の判定により再提出を求められた著者は，定められた期限までに原稿を修正のうえ Editorial Manager に再投稿する。

37-4. やむを得ず修正原稿を期限までに提出できる見込みがない場合，著者は編集委員長に期限の延長を求めることができる。編集委員長は延長の可否を決定し，延長する場合には新たな期限を設定する。

附則

（施行）

第1条 この規程は，制定と同時に施行する。